

保育所における食物アレルギー等を有する乳幼児への対応について ～「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」のポイント～

保育所給食における食物アレルギー等を有する乳幼児等への対応について、特に留意すべきポイントについて以下にまとめた。対応の詳細については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を御覧いただきたい。

(1) 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下 生活管理指導表）の活用 【ガイドライン P719～、747 参照】

アレルギー疾患の乳幼児に対する取組を進めるためには、個々の乳幼児について症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。そのためには、生活管理指導表の活用が有効である。

生活管理指導表は、原則として保育所における配慮や管理が必要と思われる場合に使用されるものであり、次のように活用が想定される。

- 保育所は、アレルギー疾患のある乳幼児が保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り、生活管理指導表の提出を求める。保育所は、提出された生活管理指導表に基づき、施設長や嘱託医、看護師、栄養士、調理師等と保護者が協議し取組を実施する。
- 生活管理指導表については、個人情報の取扱に留意するとともに、緊急時等について職員の誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

食物アレルギーによる食物の除去が必要な子どもであっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目数が多いと、食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には、生活管理指導表を参考に、保護者や主治医等とも相談しながら適切な対応を求めることが必要である。

(2) 保育所給食での食物アレルギー対応の工夫・注意点

【ガイドライン P750～参照】

- ① 献立を作成する上で
 - 1) 除去を意識した献立
代替献立を意識し、調理が可能であるかを検討した上で取り入れるとよい。
 - 2) 新規に症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立
そば、ピーナッツは誘発症状が重篤になる傾向があり、エビ・カニ・キウイ・バナナは幼児期以降に新規誘発する傾向があり注意を要する。
 - 3) 調理室における調理作業を意識した献立
混入（コンタミネーション）を避けるための作業動線や作業工程の工夫を献立の時点で考慮する。

- ② 保育所で「初めて食べる」ことを避ける
家庭において可能であれば、2回以上、保育所で提供する量程度、もしくはそれ以上の量を食べて何ら症状が誘発されないことを確認した上で、その食物を給食で食べるのが理想である。
- ③ アレルギー食対応の単純化
子どもが安全に保育所生活を送るという観点から「完全除去」か「解除」の両極で対応を進めるべきである。
- ④ 加工食品の原材料表示をよく確認する
加工食品を使用する際は、原材料の確認のとれないものの使用はするべきではない。
- ⑤ 保育所職員による誤食予防の体制作り（知識の習熟、意識改革、役割分担と連携など）
事故予防の見地から、最も重要なことは、職員全体の食物アレルギー及びアナフィラキシーに対する知識の啓発と習熟、当事者意識の向上と維持、そして患児の状況把握である。それぞれの職員で役割分担を行い、対応漏れに注意し、職員間の連携を密にする。
- ⑥ 食材を使用するイベントの管理
誤食事故は、非日常的なイベント時（遠足、運動会など）に起こる傾向があるので注意が必要である。
- ⑦ 保護者との連携
乳幼児の生活の基本は本来、家庭にある。あくまでも家庭における食生活が主体であり、その延長線上に保育所の給食があるようにする。また、一般的に食物アレルギーの保護者は育児不安になることも多く、保育所では面談等を実施し、日頃から保護者の声に耳を傾ける必要がある。

（3） アレルギー疾患の緊急時対応（アナフィラキシーへの対応）

【ガイドライン P742～参照】

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。乳幼児のアナフィラキシーの原因のほとんどは食物である。

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識障害などがみられる子どもに対しては、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。

そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）を処方されている場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的である。

乳幼児が「エピペン®」（エピネフリン自己注射薬）の処方を受けている場合には、本注薬に関する一般知識や、処方を受けている乳幼児についての情報を職員全員が共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、職員誰もが適切な対応をとるためには不可欠なことである。